

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金

補助事業実施の手引

(令和4年度版)

(お問合せ先・申請書の提出先)

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

V2H充給電設備導入費補助金担当者

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL: 080-4680-6624

ホームページ: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300183/v2h_r4.html

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

8:30～17:15(12:00～13:00は除く。)

<注意事項>

- 交付決定よりも前に、事業に着手した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1.5か月ほどかかる見込みです。申請書は、補助事業の着手予定日の1.5か月以上前に提出してください。
- 補助事業が完了したら、完了日から2か月以内又は令和5年4月28日(金)のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。(必着)
- 神奈川県EV導入費補助金(EV又はPHV車両本体への補助)を希望する場合は別途申請が必要です。

※令和4年9月28日 12ページに記載の事業の完了について、中古のEV等を新たに導入した場合に関して追記しました。

※令和5年6月1日 組織再編に伴い、問合せ先・書類の提出先が「神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室」に変更となりました。(ホームページのURLも変更しました。)

※令和5年6月1日 令和5年4月1日以降に到着する郵便は送付先住所を変更していませんので、実績報告書の提出時等は御注意ください。

【書類の提出先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

V2H充給電設備導入費補助金担当者

— 目次 —

<u>1 事業の概要</u>	2
1-1 事業の目的	2
1-2 事業実施の流れ	3
<u>2 補助事業の内容</u>	3
2-1 申請者の要件	3
2-2 申請できる事業	4
2-3 事業の要件	4
2-4 補助対象経費	5
2-5 補助額	6
<u>3 補助金の交付申請</u>	7
3-1 はじめに	7
3-2 提出が必要な書類	8
<u>4 事業の実施</u>	10
4-1 事業着手	10
4-2 事業実施中の注意事項	11
<u>5 事業の完了報告</u>	12
5-1 事業の完了	12
5-2 提出が必要な書類	13
<u>6 補助金の交付</u>	15
6-1 補助金の振込み	15
6-2 補助対象設備の管理	15
<u>7 書類の提出先・問合せ先</u>	16
資料（記載例）	17

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
EV	電気自動車のことで、自動車検査証の燃料が「電気」であることが記載されているものをいいます。
PHV	プラグインハイブリッド自動車のことで、自動車検査証の燃料が「ガソリン・電気」であることが記載されているものをいいます。
V2H充給電設備	EV又はPHVに搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、EV又はPHVと建物の中で電力の充給電を行う設備のことをいいます。
リース	契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）をリース事業者が購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。ただし、V2H充給電設備をリースにより設置する場合、リースの契約期間が5年以上あるものに限ります。
要綱	「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県V2H充給電設備導入費補助金 補助事業実施の手引（令和4年度版）」（この手引）のことをいいます。

<昨年度からの主な変更点>

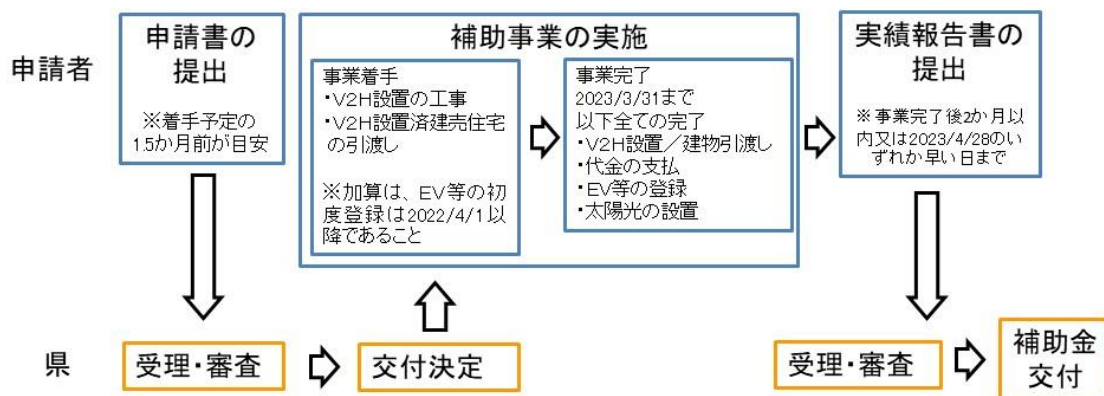
- ・名称を「EV活用自家消費システム導入費補助金」から「V2H充給電設備導入費補助金」に変更しました。
- ・EV又はPHVを新たに導入（初度登録が令和4年度中）する場合の加算額を一律10万円としました。
- ・申請年度に要綱第3条に規定する各補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定を受けている場合（予定を含む。）でも申請が可能になりました。
- ・申請書類等への押印を不要とするなど各種様式及び提出書類等を見直しました。

1 事業の概要

1-1 事業の目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー等の導入加速化に取り組んでいます。その取組の一環として、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）（以下「EV等」という。）の蓄電池としての活用促進と、太陽光発電の自家消費拡大に向け、V2H充給電設備の導入促進を図るため、住宅（事務所や店舗などとの併用住宅を含む。）や事務所又は事業所（以下「住宅等」という。）にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2H充給電設備を導入する経費の一部を補助します。

1-2 事業実施の流れ



※補助金の交付決定通知書の日付よりも前に事業に着手した場合には、補助金の交付ができませんのでご注意ください。（事業の着手については、P10「4-1 事業着手」を参照してください。）

2 補助事業の内容

2-1 申請者の要件

(1) 申請できる者

補助事業を実施し、かつV2H充給電設備を導入する方です。

補助対象者の区分によって次の要件を満たす必要があります。

補助対象者の区分	要件
個人	・県内に在住する又はこれから在住すること。
個人事業者	・県内に事務所又は事業所を有していること。
法人	・県内に事務所又は事業所を有していること。 ・国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人ではないこと。
管理組合	・建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されていること。

(2) 補助金の受給

補助事業を実施する住宅等を複数の者が所有（以下「共有者」という。）する場合は、共有者全員の同意の下に全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとしします。

例：共有者がいる住宅等に設備を導入する場合や共有名義で住宅等を新築する場合

(3) リースにより設置する場合

V2H充給電設備をリースにより設置する場合は、リース事業者とリースを受けるV2H充給電設備の使用者が共同申請を行ってください。

この場合に、リース事業者は、リースを受けるV2H充給電設備の利用者から領収するリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額することが必要です。

2-2 申請できる事業

県内の住宅等にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2H充給電設備を導入する事業（以下「補助事業」という。）であって、次のいずれかに該当するものです。

令和5年3月31日（金）までにV2H充給電設備・EV等・太陽光発電システムの3点が揃う必要があります。

(1)	県内に新築する住宅等にV2H充給電設備を設置する事業
(2)	県内の既存の住宅等にV2H充給電設備を設置する事業
(3)	V2H充給電設備が設置された建売住宅を取得する事業

2-3 事業の要件

それぞれ次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) V2H充給電設備

ア	未使用品であること。
イ	国が採択した執行団体が令和3年度以降に実施するV2H充給電設備に関する補助事業において交付する補助金の補助対象設備として登録であるもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの
ウ	V2H充給電設備の製造者が自ら使用するものでないこと。

(2) EV又はPHV（EV等）

ア	自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。
イ	V2H充給電設備を介して建物への給電機能を有しているものであること。
ウ	加算の対象は、自動車検査証の初度登録が補助事業を実施する年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の車両であること。（※）
エ	自動車検査証における使用の本拠の位置がV2H充給電設備の設置場所と同じであること。
オ	複数台のV2H充給電設備を補助対象として申請する場合は、EV等は同数を新たに導入する若しくは既に導入していること。

※EV等は導入済みの場合も申請可能です。

※中古のEV等を導入する場合は、令和4年度内の初度登録であっても加算の対象外です。

(3) 太陽光発電システム (※)

ア	出力が1.0kW以上であること。 ※太陽光発電システムの出力とは、太陽光発電モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の値が小さい方をいう。
イ	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。(一般社団法人太陽光発電協会のJP-AC太陽光パネル型式登録リストに掲載されているもの又は補助事業完了日までにリストへの登録が完了するもの等)
ウ	複数台のV2H充給電設備を補助対象として申請する場合は、太陽光発電システムの出力が1.0kWとV2H充給電設備の台数を乗じた出力以上であること。

※太陽光発電システムは導入済みの場合も申請可能です。

(4) 太陽光発電システムで発電された電力の利用及びEV等に充電した電力の利用

太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入するV2H充給電設備を介してEV等に充電するとともに、EV等に充電した電力を当該住宅等(※)で消費することが可能であること。

※管理組合の場合は、当該集合住宅(複数の住戸が、同一の建物に存在する建物(同一敷地内に複数の建物が存在する団地を含む。)をいう。)の共用部

なお、単線結線図等で以下の内容を確認します。

- ① 太陽光発電システムからV2H充給電設備を介してEV等に充電する配線
- ② EV等から住宅等へ給電する配線(分電盤への配線等)

(5) 住宅等を所有していること(若しくは所有者の同意を得ていること)

申請者が住宅等の所有者であること。賃借、その他申請者が所有していない住宅等において補助事業を実施する場合は、その住宅等の所有者の同意を得ていること。

(6) V2H充給電設備の設置場所と在住地

個人の場合は、V2H充給電設備の設置場所に在住する又はこれから在住すること。

2-4 補助対象経費

V2H充給電設備の導入に係る設備費(消費税及び地方消費税を控除した額)
・V2H充給電設備本体 ・V2H充給電設備に供する外付け型パワーコンディショナー (例:ニチコン製トライブリッド蓄電システムにおけるトライブリッドパワコン)

※ニチコン製プレミアムモデル(VCG-666CN7)の場合、「施工用部材」、「通信ケーブル30m、50m」、「CTケーブルAC用30m、50m」等は補助対象経費の対象外です。

※工事費は対象外です。

※パワーコンディショナーが内蔵されているV2H充給電設備の場合は、V2H充給電設備本体が補助対象です。太陽光発電システム専用のパワーコンディショナーは補助対象外です。

※国の補助金を受ける場合は、補助対象経費から、V2H充給電設備費に係る国補助額を控除します。

<補助対象経費の考え方>

例1 V2H充給電設備（パワーコンディショナーが内蔵されているもの）	
V2H充給電設備費	798,000円
補助対象経費	798,000円

例2 V2H充給電設備（パワーコンディショナーが内蔵されているもの）で、国補助を併用する場合	
V2H充給電設備費	798,000円
国補助額	399,000円
補助対象経費	399,000円

例3 V2H充給電設備（ニチコン製トライブリッド蓄電システム）	
V2Hスタンド	1,100,000円
トライブリッドパワコン	1,100,000円
補助対象経費	2,200,000円

※消費税及び地方消費税は補助対象経費から控除します。

2-5 補助額

補助対象経費の3分の1又は補助上限額のうち、いずれか低い額（千円未満は切捨て）

補助率	区分	補助上限額	EV・PHVを新たに導入する場合の加算額
1/3	・個人が住宅に導入する場合 ・個人事業者が自己の事業所用に導入する場合	20万円	10万円
	・法人が自己の事業所用に導入する場合	50万円	

※自動車検査証の初度登録が令和4年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の車両の場合に加算額がつきます。（中古車は令和4年度内の初度登録であっても加算の対象外です。）

※太陽光発電システムは新規か既設かで補助額に影響はありません。

<補助額及び加算額の考え方>

例1 個人がV2H充電設備のみ新たに導入する場合（EV等と太陽光は導入済）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{V2H充電設備費} \\ \hline 798,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{3} = 266,000\text{円}$$

⇒補助上限額（200,000円）の方が低いので、200,000円

例2 個人がV2H充電設備とEV等を新たに導入する場合（太陽光は導入済）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{V2H充電設備費} \\ \hline 798,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{3} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{EV等新規導入の加算額} \\ \hline 100,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

⇒補助上限額（200,000円）の方が低いので、200,000円

⇒300,000円

例3 V2H充電設備のみ新たに導入し、国の補助金を併用した場合
（EV等と太陽光は導入済）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{V2H充電設備費} \\ \hline 798,000\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{国の補助金} \\ \hline 399,000\text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{3}$$

⇒133,000円（千円未満は切捨て）

3 補助金の交付申請

3-1 はじめに

(1) 受付期間等

受付期間は、次のとおりです。審査に1.5か月ほどかかる見込みです。補助事業の着手予定日の1.5か月前には申請書を提出してください。

ただし、受付期間に関わらず、予算を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県V2H充電設備導入費補助金のホームページ上でお知らせします。

- ・受付期間：令和4年4月27日（水）～令和5年2月28日（火）
- ・提出方法：郵送 ※持込みでの提出は受け付けません。

(2) 補助金交付申請から交付決定まで

申請は、要綱、要領及び手引をよく確認した上で、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

※交付申請は、補助事業の着手予定日の1.5か月前には県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

提出のあった申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者、V2H充電設備の共有者等が暴力団又は暴

力団員でないことを確認し、要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

※補助金の交付決定通知書の日付よりも前に事業に着手した場合には、補助金の交付ができませんのでご注意ください。（事業の着手については、P10「4-1 事業着手」を参照してください。）

3-2 提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

提出書類には、インデックスを付けてください。

※提出先、部数はP16「7 書類の提出先・問合せ先」参照

番号	提出書類	提出書類の詳細など	
(1)	交付申請書 (別表5第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入 	
(2)	事業計画書 (別表5第1号様式別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入 	
(3)	契約書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充給電設備の導入に係る契約書（注文書と注文請書、購入申込書なども可）で申請者名と販売者名の記載があること。 ※契約が未締結の場合は見積書を添付すること。ただし、実績報告時に契約書を提出すること。 ・住宅等の新築や建売住宅の場合で、建物の契約とV2H充給電設備に係る契約が別々の場合は、両方を提出すること。
(4)	契約書類の内訳書	写し	<p>< (3) の契約書類にV2H充給電設備に係る経費の額が明記されていない場合のみ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の内訳書、明細書などV2H充給電設備に係る経費の額を証する書類を添付すること。 ・適当な書類がない場合は、所定の参考様式（契約書類の内訳書）に必要事項を記入すること。
(5)	仕様書等	写し	V2H充給電設備 <ul style="list-style-type: none"> 以下の2点を提出すること。 ・V2H充給電設備の型式（パッケージ型番）を確認できるカタログ、仕様書など。 ・CHAdeMO協議会の認証設備又は国の補助金の補助対象設備であることが分かる書類（CHAdeMO協議会の認証設備リストはこちら）
			EV又はPHV <ul style="list-style-type: none"> < 新たに導入し、初度登録前の場合 > ・注文書 < 導入済みの場合 > ・自動車検査証（使用の本拠の位置は、V2H充給電設備の設置場所と一致していること。）

			太陽光発電システム	<p><新たに導入する場合> 以下の2点を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの契約書の写し等（太陽光発電システムの出力が確認できること。） ・J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト（設置する太陽光パネルの型式掲載箇所を提出すること。型式登録リストはこちら） <p><導入済みの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業計画認定通知書又は購入電力量のお知らせ等（太陽光発電システムの出力が確認できること。） ・上記の書類の代わりに保証書、出荷証明書、検査成績書、出力対比表等を提出する場合は、J P - A C 太陽光パネル型式登録リストも提出すること。（設置した太陽光パネルの型式掲載箇所を提出すること。型式登録リストはこちら）
			単線結線図	太陽光発電システム、V 2 H 充給電設備、E V 等、分電盤の接続関係が確認できる配線図（単線結線図（例）を参考にしてください。）
(6)	補助事業者の確認書類	右記のとおり		<p><個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 <p><個人事業者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・事務所又は事業所の所在を証する書類（例：所得税青色申告決算書等）（写し） <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在事項証明書又は履歴事項証明書 <p><管理組合の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約（写し） <p>※住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 住民票、現在事項証明書又は履歴事項証明書は<u>発行日から3か月以内のもの</u>。</p> <p>※上記いずれの場合も建物を共有で所有している場合は、<u>共有者（委任者）全員分の補助事業者の確認書類を提出すること</u>。</p>
(7)	管理組合の決定によることを明らかにする書類	写し		<p><管理組合の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が管理組合の場合は、V 2 H 充給電設備等の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類（任意様式で可）
(8)	役員等氏名一覧表（別表5第1号様式別紙2）			<p><法人又は管理組合の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入 <p>※建物の共有者（委任者）やリースの利用者が法人又は管理組合の場合もそれぞれが提出すること。</p>

(9)	建物の所在地及び所有権を明らかにする書類	原本	<p><既存の住宅等に設置する場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記事項証明書（設置した住宅等の所在地、所有権を確認できるもの） <p>※建物の現在事項証明書で可。土地については不要</p> <p>※新築住宅等の建築又は建売住宅等の取得を行う場合は、申請時には提出不要だが、実績報告時に提出すること。</p>
(10)	所有者の同意書 (別表5第1号様式別紙3)		<p><賃借等している住宅等に設置する場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入
(11)	リース関係書類 (別表5第1号様式別紙4など)		<p><リースの場合のみ></p> <p>以下の書類を全て提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同申請同意書（ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入） ・V2H充給電設備のリースに係る契約書（写し） 契約が未締結の場合は見積書を添付すること。ただし、実績報告時に契約書を提出すること。 ・リース料を証明できる書類及びリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類（写し） ・リースで設置する設備の使用者の情報を確認できる書類（(6)の書類）
(12)	委任状 (別表5第1号様式別紙5)		<p><建物を共有で所有し、補助事業者が複数の者の場合のみ（リースの場合を除く。）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・全ての委任者の情報を確認できる書類（(6)のとおり）
(13)	その他知事が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・申請の際はチェックリストを用い、不備がないよう確認の上、提出すること。 ・必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

※同一の補助事業者が同一年度内にV2H充給電設備導入費補助金の申請を複数行う場合には、1台ごとに申請すること。2件目以降の申請については、(6)住民票、現在事項又は履歴事項証明書、(9)登記事項証明書、(11)住民票、現在事項又は履歴事項証明書は写しでも可とする。

4 事業の実施

4-1 事業着手

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

<事業の着手に当たる行為>

- | |
|---|
| <p>① 新築住宅又は既存住宅にV2H充給電設備を設置する場合
V2H充給電設備の設置工事
※V2H充給電設備を構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。（例：V2H充給電設備の設置基礎工事（アンカーボルトなど）、V2H充給電設備の据付工事・電気配線工事など）</p> <p>② V2H充給電設備が設置された建売住宅を購入する場合
建売住宅の引渡し</p> |
|---|

<事業の着手には当たらない行為>

- ① V 2 H 充給電設備の契約、V 2 H 充給電設備の代金の支払、住宅の工事
- ② E V 等の新規登録、納車、代金の支払（※）
- ③ 太陽光発電システムの設置工事

※ 自動車検査証の初度登録が令和4年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の車両の場合に加算額がつきます。（中古車は令和4年度内の初度登録であっても加算の対象外です。）

※ 神奈川県E V 導入費補助金（E V ・ P H V 車両本体への補助）を申請する場合、神奈川県E V 導入費補助金では、E V 等の新規登録、納車、代金の支払の完了は事業の着手に当たりますので、ご注意ください。

4-2 事業実施中の注意事項

(1) 実施に当たっての注意

交付決定通知書を受けた補助事業者は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は以下のとおりです。

- ① 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。
また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- ③ 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ④ 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- ⑤ その他、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

(2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 変更、中止・廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに（4）（5）の手続きを取ってください。

(4) 計画変更時

補助事業の内容の変更をしようとする場合は、要件を満たさなくなる可能性がありますので、事前に県へ相談してください。実績報告において、補助要件を満たしていない場合は、補助金の交付はできません。

※交付決定後に、補助額を増額することはできません。

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ① 神奈川県V2H充給電設備導入費補助金変更承認申請書（別表5第4号様式）
- ② 変更承認共同申請同意書（別表5第4号様式別紙） ※リースの場合のみ
- ③ 変更箇所に係る確認書類及び事業計画書
※金額の変更：契約書又は見積書
機種の変更：仕様書等

(5) 中止・廃止時（別表5第7号様式）

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ① 神奈川県V2H充給電設備導入費補助金中止・廃止承認申請書
- ② 中止・廃止承認共同申請同意書 ※リースの場合のみ

5 事業の完了報告

5-1 事業の完了

(1) 事業の完了とは

事業の完了日は、次に掲げる4つの項目が全て完了した日です。

事業の完了は令和5年3月31日（金）まででなければなりません。

- ① 新たに導入した「V2H充給電設備の設置」又は新たに導入した「V2H充給電設備が設置された住宅等の引渡しのあった日」
- ② 新たに導入した「V2H充給電設備の代金の支払が完了した日」若しくは新たに導入した「V2H充給電設備が設置された住宅等の代金の支払が完了した日」又は「支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「車両の初度登録のあった日」
※中古のEV等を新たに導入した場合は「車両の登録のあった日」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置工事が完了した日」

(2) 書類提出の注意点

事業が完了してから2か月以内又は令和5年4月28日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を県へ提出してください。（必着）

提出方法は原則、郵送とします。

事業が完了しているものの、令和5年3月31日（金）までに実績報告書を提出できない場合は、実施状況報告書（別表5第10号様式）を提出してください。（令和5年3月31日（金）まで必着）

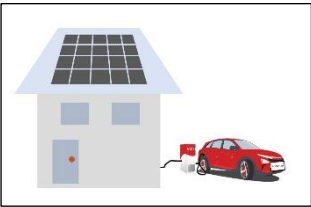

提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

5-2 提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

提出書類には、インデックスを付けてください。

番号	提出書類	提出書類の詳細など
(1)	実績報告書 (別表5第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入 ・住所の欄は「報告時に住民登録のある住所」を記載してください。転居後の住所から実績報告を行う場合は、転居後の住民票も添付してください。
(2)	事業結果報告書 (別表5第11号様式別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入
(3)	振込口座情報確認書類	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人(フリガナ)が確認できる通帳の表紙及び見開き面等を提出すること。<u>申請者名義の口座に限る。</u> ・上記5点が確認できるキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写しなども可
(4)	契約書類	<p>写し</p> <p><申請時にV2H充給電設備の契約書及びリース契約書が提出できなかった場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充給電設備の導入に係る契約書(注文書と注文請書、購入申込書なども可)で申請者名と販売者名の記載があること。 ・住宅等の新築や建売住宅の場合で、建物の契約とV2H充給電設備に係る契約が別々の場合は、両方を提出すること。
(5)	契約書類の内訳書	<p>写し</p> <p><申請時に契約書類が提出できなかった場合で、(4)の契約書類にV2H充給電設備に係る経費の額が明記されていない場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の内訳書、明細書などV2H充給電設備に係る経費の額を証する書類を添付すること。 ・適当な書類がない場合は、所定の参考様式(契約書類の内訳書)に必要事項を記入すること。
(6)	支出を証する書類	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(領収証)や支払確認書類など、V2H充給電設備に係る支出を証する書類を提出すること。 ・宛名が申請者と同一名義であること。 ・契約書の金額と整合性が取れていること。 <p><割賦販売(所有権留保条項付売買契約)等(※)の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(領収証)や支払確認書類など及び支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類など(例:申請者が契約者となっている割賦販売契約書等)を提出すること。 <p>※契約の名称にかかわらず、売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主等から受領し、かつ、当該代</p>

			金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売し、申請者宛ての支払金額全額の領収書（領収証）が発行されないものをいう。
(7)	支出を証する書類の内訳書	写し	<p>< (6) の支出を証する書類にV2H充給電設備に係る経費の額が明記されていない場合のみ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（領収証）の内訳書、明細書などV2H充給電設備に係る経費の額を証する書類を提出すること。 ・適当な書類がない場合は、所定の参考様式（支出を証する書類の内訳書）に必要事項を記入すること。
(8)	設置完了証明書 (別表5第11号様式別紙2)		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入 <p>※施行について証明できる責任者が記載してください。</p>
(9)	保証書等	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・型式（パッケージ型番）、製造番号（シリアル番号）が記載されているV2H充給電設備の保証書、出荷証明書又は検査成績書を提出すること。
(10)	完成写真	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項が確認できる完成写真を提出すること。 ・V2H充給電設備の型式（パッケージ型番）、製造番号が確認できる銘板写真 ・V2H充給電設備の本体全体が確認できる写真 ・住宅等に太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真 ・EV等のナンバーが確認できる写真 ・EV等の車両全体が確認できる写真 ・建物の全体写真（可能な限りV2H充給電設備、太陽光発電システム、EV等が全て写っているもの） <p>※EV等及び太陽光発電システムは既設・新設問わず写真の提出が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;"><写真イメージ></p>
(11)	建物の所在地及び所有権を明らかにする書類	右記のとおり	<p><新築住宅又は建売住宅等の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅等の引渡しを受けた場合は、建物の登記事項証明書（原本）又は検査済証（写し）を提出すること。 ・建売住宅等を取得した場合は、建物の登記事項証明書（原本）を提出すること。 <p>※登記事項証明書は建物の現在事項証明書で可。発行日から3か月以内のもの。写し、インターネットからの出力は不可。</p> <p>※既存の住宅等に設置する場合で申請時に提出できなかった場合は建物の登記事項証明書（原本）を提出すること。</p>

(12)	建物の引渡し証明	写し	<新築住宅又は建売住宅等の場合のみ> ・住宅等の引渡しの期日を証する書類を提出すること。 (任意様式で可)
(13)	E V等の導入を証明する書類	写し	<E V等を新たに導入した場合又は建売住宅若しくは新築住宅の取得等により車両の使用の本拠の位置が変更となる場合のみ> ・自動車検査証 (E V等の初度登録年月日及び使用の本拠の位置が、V 2 H 充給電設備の設置場所と一致していることを確認します。)
(14)	太陽光発電システムの導入を証明する書類	写し	<太陽光発電システムを新たに導入した場合のみ> ・保証書、出荷証明書、検査成績書、出力対比表、発電事業計画認定通知書又は購入電力量のお知らせなど太陽光発電システムの出力が確認できること。
(15)	仕様変更報告書 (別表 5 第11号様式別紙 3)		<補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ> ・仕様変更報告書と変更に係る書類を提出すること。
(16)	その他知事が必要と認める書類		・申請の際はチェックリストを用い、不備がないよう確認の上、提出すること。 ・必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。 例：住所が変更となった場合は、転居先の住民票を添付すること。

※同一の補助事業者が同一年度内にV 2 H 充給電設備導入費補助金の申請を複数行う場合には、2 件目以降の実績報告については、(11) 登記事項証明書は写しでも可とする。

6 補助金の交付

6-1 補助金の振込み

実績報告書の審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。

交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。

交付決定時から金額に変更がない場合は、特段の通知は行いません。

6-2 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた補助事業者は、次の点に留意してください。

- ① 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合 (以下「処分」といいます。) には、事前に別表 5 第13号様式により処分の承認申請をし、その承認を受けなければなりません。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
V 2 H 充給電設備	5 年

- ② 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年

度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

③ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- (1) 個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 書類の提出先・問合せ先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。レターパック等の追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

県から問合せがあったときのために必ず各種書類の写しを手元に保管してください。

<書類の提出先>

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室
V2H充給電設備導入費補助金担当者

<問合せ先>

TEL : 080-4680-6624

ホームページ : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300183/v2h_r4.html

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8 : 30～17 : 15（12 : 00～13 : 00は除く。）

資料（記載例）

— 目次 —

【申請時に必要な書類（要綱第6条関係）】

記載例 1	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金交付申請書 (別表5 第1号様式)	18
記載例 2	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業計画書 (別表5 第1号様式別紙1)	20
記載例 3	役員等氏名一覧表 (別表5 第1号様式別紙2)	22
記載例 4	同意書 (別表5 第1号様式別紙3)	23
記載例 5	共同申請同意書 (別表5 第1号様式別紙4)	24
記載例 6	補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状 (別表5 第1号様式別紙5)	25

【計画変更時に必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 7	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金変更承認申請書 (別表5 第4号様式)	26
記載例 8	変更承認共同申請同意書 (別表5 第4号様式別紙)	27

【中止・廃止時に提出が必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 9	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金中止・廃止承認申請書 (別表5 第7号様式)	28
記載例 10	中止・廃止承認共同申請同意書 (別表5 第7号様式別紙)	29

【実績報告時に提出が必要な書類（要綱第12条、第15条関係）】

記載例 11	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施状況報告書 (別表5 第10号様式)	30
記載例 12	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実績報告書 (別表5 第11号様式)	31
記載例 13	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業結果報告書 (別表5 第11号様式別紙1)	32
記載例 14	設置完了証明書 (別表5 第11号様式別紙2)	33
記載例 15	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金仕様変更報告書 (別表5 第11号様式別紙3)	34

【財産処分時に提出が必要な書類（要綱第17条関係）】

記載例 16	神奈川県V2H充給電設備導入費補助金財産処分等承認申請書 (別表5 第13号様式)	35
--------	--	----

【参考様式】

記載例 17	参考様式 経費の額を証する書類	36
--------	-----------------	----

【参考】

単線結線図 (例)	37
-----------	----

別表5 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金交付申請書

書類の作成日を記入

現住所を記入

令和4年5月6日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒231-8588
 住所 横浜市中区〇〇1-2-3
(法人等の場合は所在地)
 フリガナ カガリ ケン
 氏名 神奈川 健
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)
(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)
 生年月日 T・S H 55年5月5日生
 性別 (男) ・ 女

フリガナも必ず記載

新たにV2H充給電設備を導入し、住宅等において太陽光発電システムで発電した電力をEV等の蓄電池に貯めて効果的に利用するため、神奈川県V2H充給電設備導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は、協力するとともに、地域で災害等が発生した場合、避難所等において、EV等による給電活動に可能な範囲で努めます。

1 補助金交付申請額

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業計画書(別表5 第1号様式別紙1)の3に記載の額

2 V2H充給電設備等導入状況(該当する□に「✓」を記載)

導入の状況をそれぞれチェック

V2H充給電設備	EV又はPHV	太陽光発電システム
<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 中古車を導入(導入済み扱い)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み

3 補助事業の着手予定日と完了予定日

- 着手予定日について、建売住宅等の引渡しを受けV2H充給電設備を取得する場合は、当該住宅等の引渡し日、その他の場合は、V2H充給電設備の設置工事の着工日を記載してください。
- 完了予定日について、次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください。
 - (1) V2H充給電設備の設置又はV2H充給電設備が設置された住宅等の引渡しのあった日
 - (2) V2H充給電設備若しくはV2H充給電設備が設置された住宅等の代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの金額の支払が担保された契約手続が完了した日
 - (3) EV又はPHVを新たに導入する場合は車両の登録のあった日
 - (4) 太陽光発電システムを新たに導入する場合は太陽光発電システムの設置工事が完了した日

着手予定日の1.5か月以上前に申請書を提出してください。

着手予定日	完了予定日
年 月 日	年 月 日

4 申請者の連絡先

TEL : 045-210-4133	
電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp	
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

契約や工事の内容等について
問合せをします。
確実に対応できる担当者の連
絡先を記入してください。
(既に導入済みの設備は記入
不要です。)

5 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

※ 新規に導入する設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

(V2H充給電設備)

事業者名 : ○○ハウス株式会社△△支店			
TEL : 0123-45-6789	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	設計	担当者名	電気 太郎

(EV又はPHV)

事業者名 : ○○自動車△△支店			
TEL : 2345-67-8901	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	営業	担当者名	井伊 武威

(太陽光発電システム)

事業者名 : ××ハウス株式会社▽▽支店			
TEL : 4567-89-0123	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	設計	担当者名	太陽 花子

6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意すること。

記載例2

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 <small>(法人等の場合は名称)</small>	神奈川 健		リース等の場合は申請者欄に事業者を、使用者欄に使用者名をそれぞれ記載	
補助事業で設置する設備の使用者氏名 <small>(申請者がリース事業者の場合に記載)</small>				
V2H充給電設備を設置する住宅等について <small>(該当する□に「✓」を記載)</small>	所在地 <small>(住居表示が確定していない場合は地番も記載)</small>	藤沢市〇〇町1-987 (地番)		・既存住宅等の場合はお住いの住所(現住所) ・新築等の場合は契約書の住所
	取得の別	有	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他()	
		無	<input type="checkbox"/> 既存住宅・既存事業所等 (<input type="checkbox"/> 改築あり)	

2 設備の概要

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領を「実施要領」と記しています。

V2H充給電設備	メーカー名	〇〇〇	
	型式	AA-△△△	
EV又はPHV	メーカー名	◎◎◎	
	車名	〇〇〇〇	
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力※の合計	3.5kW	
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
導入する設備の要件	上記の設備・車両は全て実施要領に定める設備に係る要件を満たす設備であること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

EV又はPHV及び太陽光発電システムは新規導入の場合も導入済みの場合も記入してください。

3 補助事業に係る経費の内訳

V 2 H 充電設備の導入に係る経費 (※) (A) (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	798,000円
国の補助金を受ける場合、その金額 (V 2 H 充電設備費該当額) (B)	399,000円
補助対象経費 (C = A - B)	399,000円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (D = C / 3) (1円未満を切捨て)	133,000円
補助上限額 (E) (法人の場合は500,000円、その他の場合は200,000円)	200,000円
予定額 (D又はEのうち、いずれか低い額) (F)	133,000円
EV又はPHVを新たに導入する場合、加算額 (G) ※中古車は除く。	100,000円
補助金交付申請額 (F + G) (千円未満を切捨て)	233,000円

EV又はPHV新規導入の場合の加算額：100,000円

※V 2 H 充電設備の導入に係る設備費 (V 2 H 充電設備本体、V 2 H 充電設備に供する外付け型パワーコンディショナーに係る経費)

書類の作成日を記入

役員等氏名一覧表

令和4年5月6日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者 代表取締役	中井 平	ナカイ タイラ	T S H 44. 4. 4	男	伊勢原市〇〇2-3
取締役	鎌倉 逗子	カマクラ トコ	T S H 56. 5. 6	女	横須賀市〇〇8-7
取締役	三浦 大和	ミウラ ヤマト	T S H 55. 5. 5	男	海老名市〇〇4-5
取締役	葉山 綾	ハヤマ アヤ	T S H 43. 4. 3	女	相模原市〇〇4-5
監査役	松田 開成	マツダ カイセイ	T S H 33. 3. 3	男	南足柄市〇〇6-7
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

神奈川県警本部に照会する際に必要な項目なので、全ての項目に記載してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称) ○△□株式会社
 (代表者の職・氏名) 代表取締役 中井 平

記載例4

同意書

書類の作成日を記入

令和4年5月6日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 神奈川 厚
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

所有している次の住宅等において、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者がV2H充給電設備等を設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	神奈川 健
新たにV2H充給電設備を設置する住宅等の所在地	藤沢市〇〇町1-2-3

設置先の所在地を記入

共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和4年5月6日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	○△□株式会社 代表取締役 中井 平
リースにより設置する設備の使用者	住 所 横浜市中央区○○1-2-3 (法人等の場合は所在地) フリガナ かがり けん 氏 名 神奈川 健 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名) ※個人にあっては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 T S H 55年5月5日生 性別 男 ・ 女

(同意事項)

- ・リース事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会すること。
- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・補助金はリース事業者に交付されること。
- ・リース事業者は補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分を減額すること。
- ・リース事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあること。
- ・補助金交付後、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査を実施する場合、リース事業者及び補助事業で設置する設備の使用者は、共に調査に協力すること。
- ・地域で災害等が発生した場合、避難所等において、E V等による給電活動に可能な範囲で努めること。

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

書類の作成日を記入

令和4年5月6日

委任者	住所 (法人等の場合は所在地)	横浜市中区〇〇1-2-3
	フリガナ	かがり アイ
	氏名 (法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名)	神奈川 愛
	生年月日 (個人にあっては記載)	T・S・H 58年 5月 8日生
	性別 (個人にあっては記載)	男・女

フリガナも必ず記載

私は、次の者を代表者と定め、神奈川県V2H充給電設備導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

申請者の情報を記載

受任者	住所 (法人等の場合は所在地)	横浜市中区〇〇1-2-3
	氏名 (法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名)	神奈川 健

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金変更承認申請書

書類の作成日を記入

令和4年7月8日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒231-8588

住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏名 神奈川 健
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 200,000円 変更後 133,000円 (千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	V2Hの型式 AA-△△△	V2Hの型式 CC-◎◎◎

3 変更の理由

.....に伴って、導入するV2Hの型式が変更になったため。

変更承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和4年7月8日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	○△□株式会社 代表取締役 中井 平
補助事業で設置する設備の使用者	神奈川 健

(同意事項)

- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金中止・廃止承認申請書

書類の作成日を記入

令和4年10月1日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

〒231-8588

住所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

氏名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

神奈川 健

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

V2Hの設置工事

2 中止・廃止の理由

設置工事を年度内に終わることができないため。

中止・廃止承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和4年10月1日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	○△□株式会社 代表取締役 中井 平
補助事業で設置する設備使用者	神奈川 健

(同意事項)

- ・審査結果については、リース事業者に通知すること。

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施状況報告書

書類の作成日を記入

令和5年3月29日

神奈川県知事 殿

申請者 住所
〔法人等の場合は所在地〕
氏名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

横浜市中区〇〇1-2-3
神奈川 健

交付決定通知書の
日付を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電
設備導入費補助金に係る事業の令和5年3月29日現在における実施状況について、次のと
おり報告します。

書類の作成日を記入

補助事業の着手日、設備の設置工事の完了日及び住宅
の引渡日等を正確に記載

1 補助事業の執行状況

- ・ V2H充給電設備の設置工事の着手日 : 令和5年3月1日
- ・ V2H充給電設備の設置工事の完了日 : 令和5年3月16日
- ・ EV又はPHVの車両の初度登録日 : 令和5年3月5日
- ・ 太陽光発電システムの設置工事の完了日 : 令和5年3月5日
- ・ V2H充給電設備が設置された住宅等の引渡日 : 令和5年3月16日

EV等を新たに導
入した場合に記載

太陽光発電システムを
新たに導入した場合に
記載

新築・建売の場合
に記載

2 補助対象経費の執行状況

令和5年3月20日に支払を完了している。

補助事業に係る支払を完了
した日を正確に記載

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実績報告書

書類の作成日を記入

令和4年10月1日

神奈川県知事 殿

実績報告時点で住民票のある住所を記載
※住所変更がある場合は住民票を添付

申請者 郵便番号 〒251-1234
住所 藤沢市〇〇町1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕
氏名 神奈川 健
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

補助事業の着手日と完了日

- 着手日について、建売住宅等の引渡しを受けV2H充給電設備を取得した場合は、当該住宅等の引渡し日、その他の場合は、V2H充給電設備の設置工事の着工日を記載してください。
- 完了日について、次の事項のうち、最も遅いものを記載してください。完了日の番号（ ）を記載してください。
 - (1) V2H充給電設備の設置又はV2H充給電設備が設置された住宅等の引渡しのあった日
 - (2) V2H充給電設備若しくはV2H充給電設備が設置された住宅等の代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続が完了した日
 - (3) EV又はPHVを新たに導入した場合は車両の登録のあった日
 - (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置工事が完了した日

<既存住宅等の場合>
設置完了証明書の完了日
<新築・建売等の場合>
建物の引渡し証明の日付

領収書などに記載の支払日

車検証に記載の初度登録日

工事が完了した日

<建売の場合>
建物の引渡し証明の日付
<新築・既存住宅等の場合>
設置完了証明書の着工日

着手日	完了日
年 月 日	年 月 日 番号（ ）

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

(1)から(4)のうち該当するものの日付と番号を記載

口座名義人	(フリガナ) カガリ ケン 神奈川 健
金融機関名	〇〇銀行
店名	△△支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	1234567

支店名も必ず記載すること

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業結果報告書

1 補助事業の概要 (該当する□に「✓」を記載)

申請者氏名 (法人等の場合は名称)		神奈川 健	
補助事業で設置する設備の使用者氏名 (申請者がリース事業者の場合に記載)			
V2H充給電設備を設置する住宅等について	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	藤沢市〇〇町1-2-3	
	取得の別	有	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 ()
		無	<input type="checkbox"/> 既存住宅・既設事業所等 (<input type="checkbox"/> 改築あり)
設置したV2H充給電設備の所有権は全て申請者に移転済みである		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

リース等の場合は申請者欄に事業者を、使用者欄に使用者名をそれぞれ記載

2 設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領を「実施要領」と記しています。

交付申請時からのV2H充給電設備の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(別表5 第11号様式別紙3)と、変更に関する書類を提出すること。)
交付申請時からの車両(EV又はPHV)の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(別表5 第11号様式別紙3)と、変更に関する書類を提出すること。)
交付申請時からの太陽光発電システムの変更	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(別表5 第11号様式別紙3)と、変更に関する書類を提出すること。)
太陽光発電システムの設置工事が完了した日 ※新規に設置した場合のみ	年 月 日
導入する設備の要件 上記の設備・車両は全て実施要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3 補助金交付申請額の算出 (該当する□に「✓」を記載)

交付申請時からのV2H充給電設備の導入に係る経費の金額変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合で、交付決定額が減額となる場合 →事前に変更承認申請書(別表5 第4号様式)の提出が必要 変更ありの場合で、交付決定額が変わらない場合 →仕様変更報告書(別表5 第11号様式別紙3)と、変更に関する書類を提出すること。)
----------------------------------	---

設置完了証明書

書類の作成日を記入

令和4年9月30日

次のとおり補助事業で設置するV2H充給電設備の設置が完了したことを証明します。

販売・設置・施工事業者名 <small>(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)</small>	〇〇ハウス株式会社△△支店 支店長 二宮 泰
販売・設置・施工事業者所在地	平塚市□□3-4-5
販売・設置・施工担当者名	電気 太郎 連絡先電話番号 (0123) 45 -6789

本件施工について証明できる責任者であれば可。役職名も記載してください。

補助金申請者等

申請者氏名 <small>(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)</small>	神奈川 健
補助事業で設備を設置した住宅等の所在地	藤沢市〇〇町1-2-3

設備の設置・導入の情報

V2H充給電設備の設置・施工期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日

設備の種類	設置の有無 ※
V2H充給電設備	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 設置した設備について□に「✓」を記載してください。

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金仕様変更報告書

書類の作成日を記入

令和4年10月1日

申請者 氏 名 神奈川 健

交付決定通知書の日付、番号を記入

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

200,000円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	太陽光パネル枚数 30枚 太陽電池の最大出力 250W×30枚=7,500W	太陽光パネルの枚数 20枚 太陽電池の最大出力 250W×20枚=5,000W

3 変更の理由

・・・に伴って、導入する太陽光パネルの枚数を変更したため。

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金財産処分等承認申請書

書類の作成日を記入

令和5年5月10日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒251-1234
住所 藤沢市〇〇町1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕
氏名 神奈川 健
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の
日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

V2H充給電設備
メーカー名 ○○○
型式 AA-△△△

2 処分等の内容

売却

3 処分等の理由

.....のため。

記載例17

書類の作成日を記入

令和4年6月25日

神奈川県知事 殿

- ・証明する書類と一致させる。
- ・契約者、宛名と一致させる。
(複数の場合は全て記載)

令和4年6月20日付け { 〇〇(、△△)と□□間の契約書 }
{ 〇〇(、△△)宛での 領収書 } 記載の金額のうち、補助対象
となる経費の内訳明細は以下のとおりであることを証明します。

会社名
責任者役職・氏名

〇〇ハウス△△支店
支店長 二宮 泰

本件について証明できる責任者であれば可

{ 契約書 }
{ 領収書 } 記載の金額のうちV2H充給電設備の導入に係る設備費

V2H充給電設備

798,000 円 (税抜き)

単線結線図(例)

氏名 ○○ ○○

設置場所 神奈川県横浜市○○区○○1-1

